

下線有 必須	提出書類 (番号順に並べて提出してください)	備 考	部数
1	許可申請書	指定様式あり	3通
2	委任状	行政書士等による代理申請の場合	1通
3	土地全部事項証明書 または 登記情報提供サービスで取得した照会番号	おおむね1ヶ月以内に発行されたもの (照会番号の有効期間は請求の翌日から100日間)	1通
4	土地所有者の住所異動を証する書類(住民票等)	登記時の住所と現在の住所が異なる場合	1通
5	法人の定款(または寄付行為)または現在事項全部証明書(登記情報提供サービス照会番号可)	受人が法人の場合(事業目的内の転用の確認および法人の存在確認)	1通
6	公図の写し	申請地を明示し、隣接地の所有者と登記地目を記入隣接する赤道・青道も明記すること	1通
7	囲繞地の土地所有者の通行同意書等	計画地が袋地(道路等の接道がない)の場合	1通
8	道路後退用地または未登記道路を市に寄付する手続きを行っていることを証する書面	補助制度を利用して整備後に寄付の場合や、寄付せず自己管理の場合は、後退用地等を申請地に含めること	1通
9	現地案内図	住宅地図などに位置を明示	1通
10	残高証明書、融資証明書等の資金証明書	写しでも可	1通
11	事業計画書	転用目的が住宅以外で、申請書で事業内容が十分に説明できない場合	1通
	既存施設の位置図及び配置図	事業計画書に既存施設の明記がある場合	1通
12	農地への復元計画書	一時的な転用の場合	1通
13	土地利用計画図(建物や施設等の配置図) ※駐 車 場: 必要台数分の駐車位置を図示 資材置場: 資材の種類ごとに配置を図示 太 陽 光: パネル(枚数を図示)、パワコン(キュービクル)、フェンスとその門扉の位置を図示	縮尺1/500から1/2000程度のもの ① 建築を伴う転用の場合、建物配置を明記 ② 取水を伴う転用の場合、取水システムを明記 ③ 汚水・生活排水を伴う場合、排水システムを明記 ④ 雨水については、雨水システムを明記 ⑤ 盛土・切土による土砂流出の被害が生じる恐れがある場合、造成計画(縦断・横断)図を明記 ※ ②~⑤については別図としてもよい	1通
14	被害防除方法及び根拠を示した書面	近接する農地に影響(日照・通風・土砂流出・崩壊・粉塵等の飛散)がある場合	1通
15	住宅面積の必要性を示した理由書	農家住宅1,000㎡超、住宅500㎡超、建蔽率22%未満の場合	1通
16	地積測量図	面積が実測と公簿で著しく(3割以上)異なる場合	1通
17	雨水の水利計算書	他法令の審査がなく全体面積10,000㎡超の場合	1通
18	経産省設備認定通知書、電力会社の連系契約済であることを証する書類及びパネル等のカタログ	太陽光発電設備設置でFITの場合	各 1通
	電力売買契約書(※)、電力会社の連系契約済であることを証する書類、小売電気事業者の認定を証する書類及びパネル等のカタログ	太陽光発電設備設置で非FITの場合 (※農地転用の許可後にしか契約できない場合、確約書等で代用可)	各 1通
19	転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意書	農地法第3条第1項本文の権利(地役権等)を有する者がある場合	1通
20	土地改良区(三重用水を含む)の意見書	土地改良区内の土地を転用する場合	1通
21	他法令の許認可の処分または審査中を証する書面の写し	工事を行うために、道路工事施工承認、道路占用、公共物加工・使用等の許可申請を要する場合	1通
22	道路・水路の払い下げ、公用廃止の申請書又は許可書の写し (4条のみ添付 名義変更しないと申請できないため)	国、県、市が管理する道路・水路が計画地に含まれる場合 (5条の場合は手続きを行う旨を申請書に記載すること)	1通
23	一体利用地として利用できることを証する書面(売買契約書又は同意書等)	申請者以外の者が所有する一体利用地(農地を除く)がある場合	1通
24	単独申請が可能であることを証する書面(確定判決写、調停調書写、競落決定書写等)	5条許可申請で単独申請の場合	1通
25	真正な権利者であることを証する書類(戸籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄書、相続系統図等)	登記簿の名義人の記載が申請書の記載と異なる場合(姓が変わった場合、相続登記が未了の場合等)	1通
26	親権者であることを証する書面(戸籍謄本など)	未成年者が当事者となる場合	1通
27	始末書および現況写真	無断転用の場合	1通
28	農用地区域除外決定通知書の写し	農地転用申請の前に農用地除外をしている場合	1通
29	その他農業委員会が必要と認めた書類		